

3 特別会計

国民健康保険事業費(歳入) 市民協働局 国民健康保険料の推移(現年度分)

(単位:千円)

項目	平成25年度決算額			平成26年度決算額			平成27年度決算額			平成28年度当初予算			平成29年度当初予算			対前年度増減		
	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額
国保料	11,587,269	87.4	10,131,593	11,746,741	88.2	10,365,425	11,575,290	90.1	10,433,336	11,089,778	90.0	9,980,799	10,650,181	91.0	9,691,664	△ 439,597	-	△ 289,135

市民協働局

【款：総務費 項：総務管理費 目：一般管理費】

《被保険者数の推移》

(単位:人)

被保険者数	25 決算	26 決算	27 決算	28 当初	28 決見	29 当初
一般被保険者	122,773	120,156	116,603	114,900	112,174	108,910
退職被保険者等	6,421	5,247	3,629	2,574	2,290	1,642
合 計	129,194	125,403	120,432	117,474	114,464	110,552

《世帯数の推移》

(単位:世帯)

世 帯 数	25 決算	26 決算	27 決算	28 当初	28 決見	29 当初
一般被保険者	74,403	73,661	72,604	72,947	72,038	70,922
退職被保険者等	4,564	3,937	3,028	1,658	1,232	886
合 計	78,967	77,598	75,632	74,605	73,270	71,808

- (1) 給付関係事務経費 29,941
高額療養費等の給付に関する事務経費 (25,499)
- (2) 資格賦課関係事務経費 34,357
被保険者に対する保険料決定通知・保険証の送付等の資格賦課に関する事務経費 (33,955)
- (3) 保険料収納関係事務経費 127,577
口座振替等に係る収納業務、短期証・資格証明書の交付等の保険料収納に関する事務経費 (116,345)
- (4) 電算入力委託事業費 12,704
事務の適正化及び合理化を図るため、診療報酬データのパンチ入力及び磁気テープの作成等について委託する。 (9,860)
- (5) 国民健康保険システム整備事業費 19,457
広域化への対応、オープン化への移行の準備、高額療養費の制度改正への対応を行うことなどから、国民健康保険システムの改修を行う。 (17,637)

【款：総務費 項：総務管理費 目：連合会負担金】

- (6) 兵庫県国民健康保険団体連合会負担金 3,313
診療報酬の審査支払業務、その他国民健康保険事業に関する調査研究等、保険者の共同目的を達成するために必要な業務を行う同会に対して負担金を支出する。 (3,484)

【款：総務費 項：総務管理費 目：収納率向上特別対策費】

- (7) 収納率向上特別対策事業費 5,617
 事業の健全な運営を確保するため、口座振替の勧奨や保険料収納についての広報等を行うことにより、収納率の向上を図る。 (5,316)

《収納率の推移（現年度）》

	25 決算	26 決算	27 決算	28 当初	28 決見	29 当初
収 納 率	87.44%	88.24%	90.13%	90.00%	90.55%	91.00%

- (8) 資格賦課関係事務事業費 1,561
 保険未加入者の調査及び事業所等への協力依頼、所得未申告世帯への簡易申告書送付等を行うことにより、事業の円滑な運営を確保する。 (1,561)

【款：総務費 項：徴收費 目：滞納処分費】

- (9) 滞納処分経費 6,702
 保険料未納者に対して督促・催告を行うことにより、未納保険料の納付を促し、収納率向上及び負担の公平を図る。 (6,442)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：一般被保険者療養給付費】

- (10) 一般被保険者療養給付費 30,407,328
 一般被保険者の疾病、負傷に関して療養の給付を行う。 (30,159,901)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：退職被保険者等療養給付費】

- (11) 退職被保険者等療養給付費 646,977
 退職被保険者等の疾病、負傷に関して療養の給付を行う。 (904,497)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：一般被保険者療養費】

- (12) 一般被保険者療養費 574,407
 一般被保険者が保険証を所持していない場合で、緊急かつやむを得ない理由があると認められるもの等について、申請に基づき償還払で療養費を支給する。 (646,658)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：退職被保険者等療養費】

- (13) 退職被保険者等療養費 7,753
 退職被保険者等が保険証を所持していない場合で、緊急かつやむを得ない理由があると認められるもの等について、申請に基づき償還払で療養費を支給する。 (12,023)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：審査支払手数料】

- (14) 審査支払手数料等 71,349
 診療報酬の審査支払に関する事務を国保連合会に委託することにより、審査の適正と支払の迅速化を図る。 (72,270)

【款：保険給付費 項：高額療養費 目：一般被保険者高額療養費】

- (15) 一般被保険者高額療養費 4,629,970
 一般被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給することにより被保険者の負担を緩和する。 (3,926,481)

【款：保険給付費 項：高額療養費 目：退職被保険者等高額療養費】		
(16)	<u>退職被保険者等高額療養費</u> 退職被保険者等の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給することにより被保険者の負担を緩和する。	136,943 (158,791)
【款：保険給付費 項：高額療養費 目：一般被保険者高額介護合算療養費】		
(17)	<u>一般被保険者高額介護合算療養費</u> 一般被保険者の医療保険と介護保険の自己負担限度額を合算して、一定の限度額を超える額を支給することにより被保険者の負担を緩和する。	5,366 (5,560)
【款：保険給付費 項：高額療養費 目：退職被保険者等高額介護合算療養費】		
(18)	<u>退職被保険者等高額介護合算療養費</u> 退職被保険者等の医療保険と介護保険の自己負担限度額を合算して、一定の限度額を超える額を支給することにより被保険者の負担を緩和する。	36 (26)
【款：保険給付費 項：移送費 目：一般被保険者移送費】		
(19)	<u>一般被保険者移送費</u> 一般被保険者が、疾病、負傷等により移動が困難になり、医師の指示により移送された場合の経費を支出する。	100 (100)
【款：保険給付費 項：移送費 目：退職被保険者等移送費】		
(20)	<u>退職被保険者等移送費</u> 退職被保険者等が、疾病、負傷等により移動が困難になり、医師の指示により移送された場合の経費を支出する。	100 (100)
【款：保険給付費 項：給付諸費 目：出産育児一時金】		
(21)	<u>出産育児一時金</u> 被保険者が出産したとき、申請に基づき出産育児一時金として 42 万円（産科医療補償制度の対象とならない場合は 40 万 4 千円）を支給する。	228,060 (223,860)
【款：保険給付費 項：給付諸費 目：葬祭費】		
(22)	<u>葬祭費</u> 被保険者が死亡したとき、葬祭を行う者に対し、申請に基づき葬祭費として 3 万円を支給する。	22,890 (22,050)
【款：保険給付費 項：給付諸費 目：結核・精神医療付加金】		
(23)	<u>結核・精神医療付加金</u> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条の公費承認医療費について、費用額の 5%を支給する。	31,180 (28,950)
【款：後期高齢者支援金等 項：後期高齢者支援金等 目：後期高齢者支援金等】		
(24)	<u>後期高齢者支援金等</u> 後期高齢者医療制度に係る経費を賄うため、各医療保険者の被保険者数に応じた支援金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。	6,029,338 (6,413,034)

【款：前期高齢者納付金等 項：前期高齢者納付金等 目：前期高齢者納付金等】

(25) <u>前期高齢者納付金等</u>	22,112
65歳以上75歳未満の被保険者に係る給付費について、保険者間の前期高齢者の負担の不均衡を調整する制度で、納付金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。	(6,210)

【款：老人保健拠出金 項：老人保健拠出金 目：老人保健拠出金】

(26) <u>老人保健拠出金</u>	127
老人医療に係る経費を賄うため、老人加入者調整率に応じた拠出金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。	(324)

【款：介護納付金 項：介護納付金 目：介護納付金】

(27) <u>介護納付金</u>	2,291,512
介護保険第2号被保険者のうち、国民健康保険加入者分の納付金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。	(2,277,668)

【款：共同事業拠出金 項：共同事業拠出金 目：共同事業拠出金】

(28) <u>高額医療費共同事業拠出金</u>	2,201,817
高額医療の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するため、80万円を超える医療費について、拠出金を国保連合会に支出する。	(1,575,474)

【款：共同事業拠出金 項：共同事業拠出金 目：共同安定化事業拠出金】

(29) <u>保険財政共同安定化事業拠出金</u>	13,900,237
県内の市町国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、80万円以下の全ての医療費について、拠出金を国保連合会に支出する。	(14,210,764)

【款：保健事業費 項：特定健康診査等事業費 目：特定健康診査等事業費】

(30) ヘルスアップ尼崎戦略事業費

642,695
(602,774)

① ヘルスアップ健診事業

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診・特定保健指導を実施するとともに、生活習慣病が重症化する恐れのあるハイリスク者に対し、独自の健診・保健指導を行い、短期的な医療費適正化を目指す。さらに中長期的な医療費適正化を目指し、11、14歳及び16～39歳に対し生活習慣病予防健診、保健指導を行う。また、あらゆる機会を通じて、健診受診率向上や、より若年からの正しい生活習慣の定着等を目指す。

・国保データヘルス計画・特定健康診査等実施計画策定事業

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査等第2期実施計画、及び国民健康保険法に基づく国保データヘルス計画第1期がいずれも平成29年度で計画期間が満了するため、次期計画を併せて策定する。

《健診・保健指導実績》

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
健診受診者総数	(人)	23,477	38,274	33,201	36,645	40,575	40,295	39,458	45,521	46,412
(再掲)	特定健診受診者数		36,012	29,736	26,713	31,952	31,727	29,909	31,399	30,851
	特定健診受診率		42.3	35.6	32.9	39.1	39.2	37.1	39.5	40.1
保健指導実施者数	(人)	11,931	31,339	29,662	27,220	28,410	26,599	23,411	24,501	24,394
(再掲)	特定保健指導完了者数		1,743	1,391	1,042	1,511	1,389	1,464	1,567	1,649
	特定保健指導完了率		29.2	28.7	25.8	39.5	45.2	46.2	46.9	47.7

② ヘルストrend事業

独自の分析システムにより医療費適正化効果の評価及び事業の再構築に生かすための分析を実施する。また、国保の診療情報に加え、薬剤情報の分析を併せて実施し、医療費適正化効果の高い後発医薬品に転換可能な薬剤を服薬中の人に、後発医薬品促進通知を送付する事業を行う。

新規
No. 44

・健康寿命の延伸・医療費等適正化研究事業

より積極的に市民の健康寿命の延伸、結果としての医療費等の適正化に資する施策を構築するため、これまでのヘルスアップ尼崎戦略事業によって得られたデータ等を活用して、生活習慣に関連する疾患の予防や医療費適正化に向けた新たな知見を得るための研究を行う。

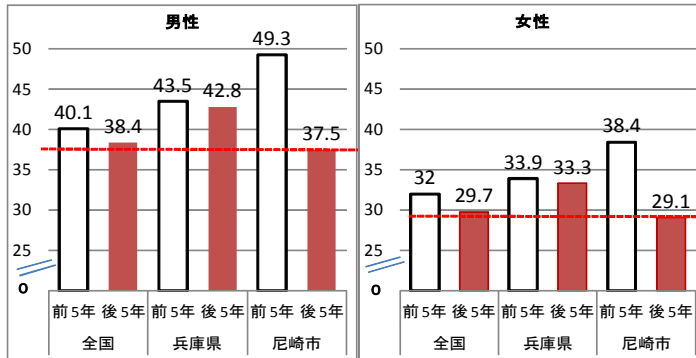
③ ヘルスアプローチ事業

生活習慣改善が継続しやすいよう、他の医療保険者等との協働で、市民の健康実態や健診意義を周知し、受診率向上を目指すとともに、より良い生活習慣を継続できる環境づくりを行う。

《死亡率の変化》

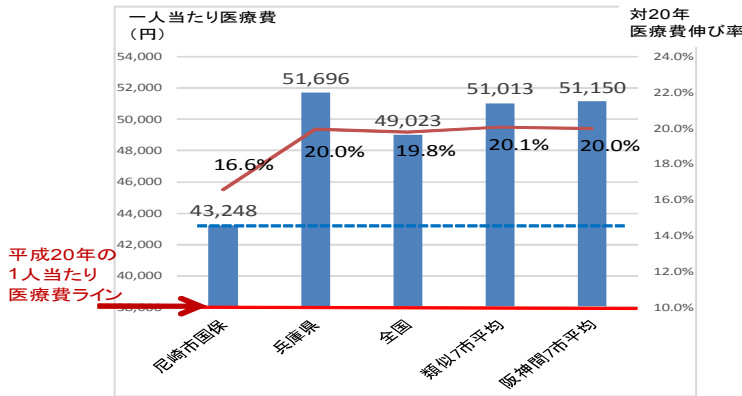
～平成 20 年（特定健診開始年）の前の 5 年間（平成 15 年～19 年）と、
後の 5 年間（平成 20 年～24 年）で比較～

急性心筋梗塞死亡率(人口10万対)



《平成 26 年度 国保一人当たり医療費の増加額（対 20 年度）》

～医療費は、通院、入院、調剤の集計～



④ 未来いまカラダ戦略事業

すべてのライフステージを対象に、「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン」を活用した生活習慣病対策を推進し、悪性新生物や認知症予防など、さらなる健康寿命の延伸、結果としての医療費適正化を目指す。

新規
No. 42

- ・ピロリ菌・胃がんリスク検査事業
胃がんのリスクとなるピロリ菌検査等を実施することで、将来の胃がんを予防するとともに、次世代へのピロリ菌感染を防ぎ、市民の健康寿命の延伸を図る。また、これらをきっかけに、若い世代の生活習慣病予防健診受診率向上を目指す。

新規
No. 43

- ・まちの健康経営推進事業
「尼崎市未来いまカラダ協議会」の拡充支援を行うとともに、関係団体とともに市民及び市内在勤者の健康寿命の延伸を目指したモデル事業の推進を支援する。
- ・ヘルスアップ尼崎戦略推進事業
ヘルスアップ尼崎戦略で掲げたライフステージ毎の目標を、尼崎市総合戦略と連動させながら、より確実に達成するため、市生活習慣病予防ガイドラインを改訂するとともに、新たな手法で会議を運営する。また、標準的な生活習慣改善指導教材を作成し、組織横断的に使用するとともに、その過程を通じ、人材育成を図る。

【款：保健事業費 項：保健事業費 目：保健事業費】

- (31) 医療費通知等経費 19,144
 (18,137)
 被保険者に対する啓発や医療費の金額等を通知することにより、被保険者の健康意識を高め、事業の健全な運営に資する。
 医療費通知の実施回数 年6回

- (32) あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費 16,565
 (20,340)
 被保険者のあんま・マッサージ・はり・きゅうの施術費の一部助成を行う。
 利用回数 1人年間12回
 単 価 1回当たり 大人1,000円、小人500円
 《助成件数》 (単位:件)

	25 決算	26 決算	27 決算	28 当初	28 決見	29 当初
大 人	24,209	22,501	19,179	20,316	17,795	16,541
小 人	89	94	67	48	44	47

【款：諸支出金 項：諸費 目：分担金及び負担金】

- (33) 尼崎市鍼灸マッサージ師会等補助金 576
 (576)
 事業の円滑な運営を図るため、尼崎市鍼灸マッサージ師会等に補助金を支出する。

【款：諸支出金 項：諸費 目：一般被保険者償還金及び還付加算金】

- (34) 一般被保険者保険料過誤納金還付金 33,000
 (33,622)
 一般被保険者の過誤納となった保険料の還付を行う。

【款：諸支出金 項：諸費 目：退職被保険者等償還金及び還付加算金】

- (35) 退職被保険者等保険料過誤納金還付金 2,000
 (2,824)
 退職被保険者等の過誤納となった保険料の還付を行う。

【款：予備費 項：予備費 目：予備費】

- (36) 予備費 1,000
 予備費 (1,000)